

廃棄物管理に関する IAATO 声明

2017年7月更新

IAATO会員は、南極条約の対象地域に隣接する海域における廃棄物の管理方法について議論し、以下の内容に合意しました。

1. IAATO会員が運航するSOLAS船舶およびIAATOのヨット（該当する場合）は、環境保護に関する南極条約議定書およびマルポール73/78条約（Polar Code（極海コード）²）による最新の修正を含む）に従って南極条約地域に適用される船舶による海洋への排出に関する制限を北に拡大し、南極収束線¹（南極前線）の南側全域に適用します。
2. 南極収束線の位置は、海水温の変化の測定によってより北に位置することが明確に立証されない限り、通常、南極の海洋生物資源の保存に関する条約（CCAMLR）¹第1条第4項に定める北限を定義する線とみなされるものとします。
3. IAATO会員が運航する船舶による南極航海中の廃棄物の排出を防止するという長期的な目的のため、すべての船舶に対し、可能な場合はすべての廃棄物を船内に保持し、陸上で適切に処分することが強く求められます。
4. IAATOは、環境に配慮した廃棄物受入施設の拡充を促進するため、玄関口となる港の関係当局と連絡を取り合います。

¹ 南極収束線は、緯線および子午線に沿って次の地点を結ぶ線とみなします。南緯50度、0度 - 南緯50度、東経30度 - 南緯45度、東経30度 - 南緯45度、東経80度 - 南緯55度、東経80度 - 南緯55度、東経150度 - 南緯60度、東経150度 - 南緯60度、西経50度 - 南緯50度、西経50度 - 南緯50度、0度。

² 付録「How the Polar Code Protects the Environment (Polar Code（極海コード）による環境保護について）」を参照。国際海事機関（IMO）。